

防災安全対策特別委員会 令和4年1月18日
総務部 資料5番
所管 防災危機管理課

大田区国民保護協議会の開催について

1 概要

大田区国民保護協議会は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第三十九条に基づき、大田区国民保護計画の作成・改訂や区の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため設置する。

2 開催日時

令和4年2月4日(金) 午後3時10分～午後3時40分

3 開催場所

大田区役所本庁舎 11階 第五・第六委員会室

4 議題予定

- ア 区の国民保護の取り組み状況について
- イ 関係機関等の国民保護の取り組み状況について
- ウ 今後の国民保護の取り組みについて

5 参加者

- ア 大田区国民保護協議会委員 50名(大田区長、両副区長、教育長を除く)
- イ 大田区長、両副区長、教育長 4名
- ウ 大田区国民保護対策本部各部長等 16名

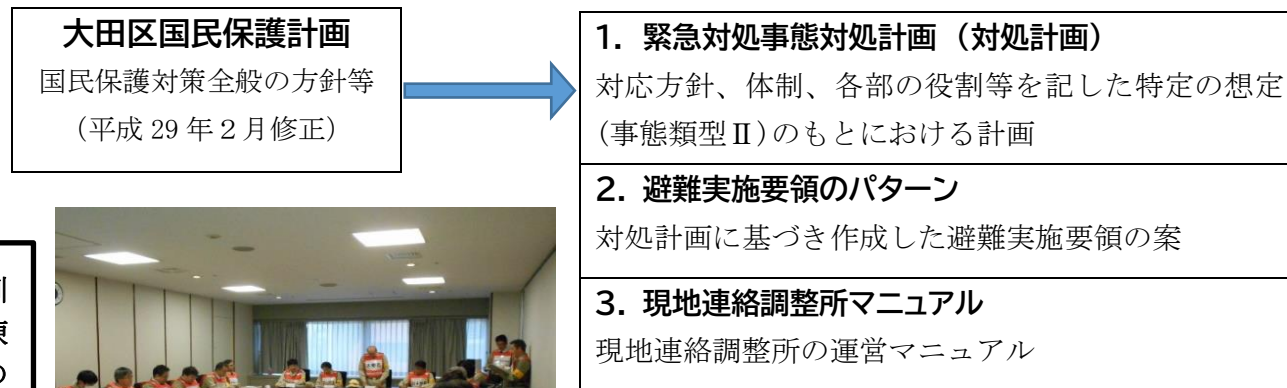
1 区の国民保護の取り組み状況について

（1）現状（東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み成果など）

国民保護計画に基づいて、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、懸念された大規模なテロ等から区民の安全を守るために、国民保護対策の具体化（＝避難実施要領のパターン作成等）が課題となっていた。

このため、令和元年度に緊急処理事態4類型のうちの一つである「大規模集客施設の攻撃（事態類型Ⅱ）」を想定した対処計画等の作成、研修会、図上訓練を実施した。

【具体化をするために作成した計画】



訓練の様子



（2）大田区国民保護計画の部分修正について（参考資料1参照）

・国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が起こった場合に、区民の生命身体及び財産を保護するため定めるもの（平成19年2月作成、平成29年2月修正）

・今回の部分修正は、東京都国民保護計画との文言の整合を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックの終了や区の組織改正等の経年変化に伴う事項を修正する。

（3）大田区国民保護協議会運営規程の部分修正について（参考資料2参照）

大田区国民保護協議会運営規程に、書面開催を可能とする規程を新たに追加する。

2 関係機関等の国民保護の取り組み状況について

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、実施してきた国民保護の取り組み及び各機関の能力や平時におけるテロ事態への備え等について、確認する。

3 今後の国民保護の取り組みについて

（1）現状

世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況が依然としてつづいており、テロと似た犯罪についても世界各国で散見されている。

（2）今後の方針

東京2020オリンピック・パラリンピックは終了したが、依然として大都市での大規模なテロ等の発生懸念されている状況に鑑み、引き続き、緊急処理事態（大規模テロ等）への対処を重視していく。この際、感染症発生時などの複合的な状況を考慮する。

ア 施設ごとの計画やマニュアルへの反映

東京オリンピック・パラリンピックへの対応を通じて得られた取り組み成果をより具体的なものとする必要があり、現地における実地検証を経て、区内大規模集客施設ごとの計画等に反映する。

イ 大田区におけるテロ対策の検討

大田区においてどのようなテロが起きるのか、起きるとしたらどのような場所の可能性があるか等、大規模集客施設以外の事態類型についても具体的なリスクの検討を行う。

（3）テロ対策講習会の実施

①「国民保護及びテロ対策の基礎」

内容：海外でのテロの事例やテロと似た犯罪の事例等を用いて、テロ対策の基本的な事項の紹介

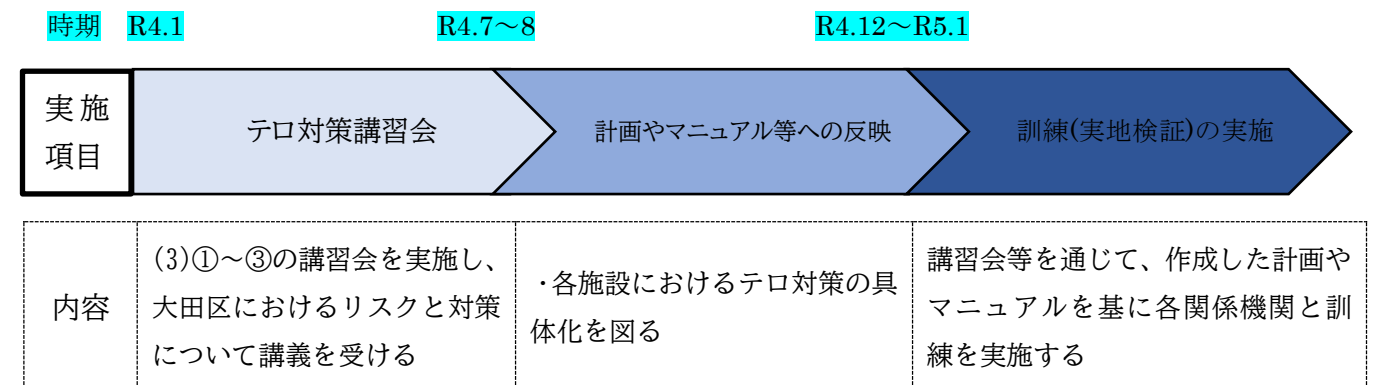
②「現地研究」

内容：大田区において、専門的な知見を伺いながら、テロのリスクがある大田区の特定の施設において、具体的な対策についての研究を行う。

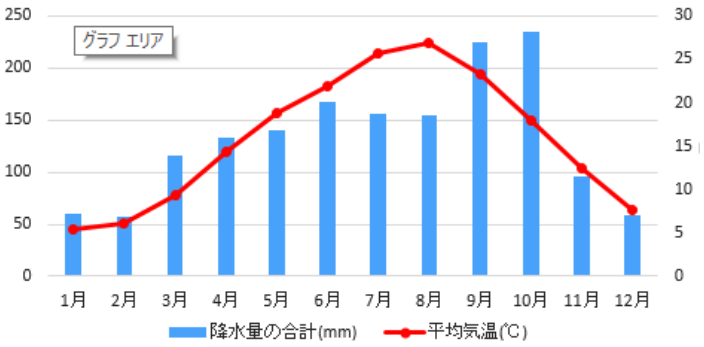
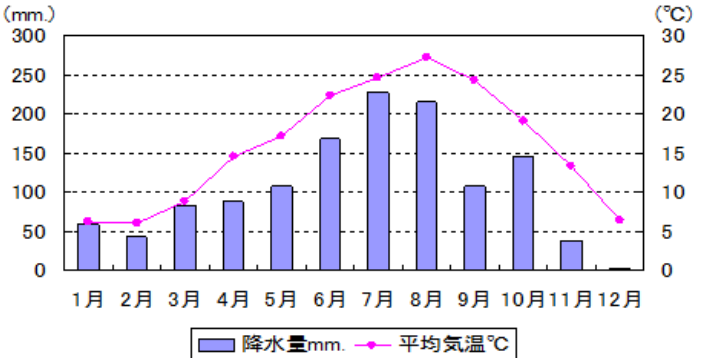
③「現地研究の成果の共有」

内容：現地研究の成果について共有し、各施設の計画やマニュアルに反映させる。

（4）今後のスケジュール



大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

ページ	新（変更案）	旧（現行）	変更理由
11	<p>第1章第4節 (1) 地形</p> <p>区は、東京都のほぼ東南に位置し、東から東南にかけて東京湾に面し、西と南は多摩川を境として、神奈川県川崎市、北は品川、目黒、世田谷の各区と隣接している。</p> <p>西北部の丘陵地帯と東南部の低地に2分され、丘陵地帯はいわゆる武蔵野台地の東南端にあたる。低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と、それに続く埋め立て地からなる。</p> <p>海拔は、田園調布付近が最高で 43.7m、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高いところで約5m、海岸線や埋め立て地では約1m。</p> <p>面積は、約 61.86 k m²（令和3年1月15日現在）。⇒ 地形略図を資料編に掲載</p>	<p>第1章第4節 (1) 地形</p> <p>区は、東京都のほぼ東南に位置し、東から東南にかけて東京湾に面し、西と南は多摩川を境として、神奈川県川崎市、北は品川、目黒、世田谷の各区と隣接している。</p> <p>西北部の丘陵地帯と東南部の低地に2分され、丘陵地帯はいわゆる武蔵野台地の東南端にあたる。低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と、それに続く埋め立て地からなる。</p> <p>海拔は、田園調布付近が最高で 42.5m、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高いところで約5m、海岸線や埋め立て地では約1m。</p> <p>面積は、約 60.75 k m²（平成29年2月20日現在）。⇒ 地形略図を資料編に掲載</p>	<p>最新データの反映</p>
12	<p>第1章第4節 (2) 気候</p>  <p>気象庁HPデータを基に作成、観測地点は千代田区</p>	<p>第1章第4節 (2) 気候</p>  <p>気象庁HPより引用、観測地点は千代田区大手町</p>	<p>最新データの反映</p>

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

12	<p>第1章第4節</p> <p>(3) 人口分布など</p> <p>区の人口は、昭和41年頃に最高を記録し、その後減少に転じ、一時微増傾向を示した時期もあるが、昭和62年以降は、漸減傾向にあった。しかし、平成8年以降、再び漸増傾向に転じている。</p> <p>住民基本台帳人口は <u>733,793</u> 人、外国人登録者数は <u>23,895</u> 人、世帯数は <u>400,489</u> 世帯である（<u>令和3年4月1日</u>現在）。⇒<u>関連資料を資料編に掲載（町丁目別人口、年齢別人口、昼夜間人口）</u></p>	<p>第1章第4節</p> <p>(3) 人口分布など</p> <p>区の人口は、昭和41年頃に最高を記録し、その後減少に転じ、一時微増傾向を示した時期もあるが、昭和62年以降は、漸減傾向にあった。しかし、平成8年以降、再び漸増傾向に転じている。</p> <p>住民基本台帳人口は <u>712,057</u> 人、外国人登録者数は <u>20,204</u> 人、世帯数は <u>374,463</u> 世帯である（<u>平成28年1月1日</u>現在）。⇒<u>関連資料を資料編に掲載（町丁目別人口、年齢別人口、昼夜間人口）</u></p>	最新データの反映
12	<p>第1章第4節</p> <p>(6) 鉄道、空港、港湾の位置等</p> <p>鉄道は、JR、地下鉄、私鉄2線、モノレールがそれぞれ区内を通っている。駅の数43で、中でもJR京浜東北線蒲田駅は一日の乗降客数14万人を超える。空港は、4本の滑走路を有する東京国際空港（以下「羽田空港」という。）があり、国内線・国際線合わせて、一日約 <u>22.3</u> 万人の乗降客、約1,200回の離発着（<u>令和元年度</u>）がある。⇒<u>区内交通案内図を資料編に掲載</u></p>	<p>第1章第4節</p> <p>(6) 鉄道、空港、港湾の位置等</p> <p>鉄道は、JR、地下鉄、私鉄2線、モノレールがそれぞれ区内を通っている。駅の数43で、中でもJR京浜東北線蒲田駅は一日の乗降客数14万人を超える。空港は、4本の滑走路を有する東京国際空港（以下「羽田空港」という。）があり、国内線・国際線合わせて、一日約 <u>20.7</u> 万人の乗降客、約1,200回の離発着（<u>平成27年度</u>）がある。⇒<u>鉄道・交通網図を資料編に掲載</u></p>	最新データの反映 および誤字修正
13	<p>第1章第4節</p> <p>(8) その他</p> <p>多摩川をはさんだ対岸の神奈川県川崎市とは、橋梁6カ所で結ばれている（上流から丸子橋・ガス橋・多摩川大橋・六郷橋・大師橋・横羽橋）。<u>また、羽田～殿町間に7カ所目となる「多摩川スカイブリッジ」が令和3年度末に開通する予定となっている。</u></p> <p>⇒<u>都県境6橋交通量概略を資料編に掲載</u></p>	<p>第1章第4節</p> <p>(8) その他</p> <p>多摩川をはさんだ対岸の神奈川県川崎市とは、橋梁6カ所で結ばれている（上流から丸子橋・ガス橋・多摩川大橋・六郷橋・大師橋・横羽橋）。</p> <p>⇒<u>都県境6橋交通量概略を資料編に掲載</u></p>	最新状況の反映

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

13	<p>第1章第5節</p> <p>(1) 想定する事態類型</p> <p>区国民保護計画は、都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型と緊急処理事態4類型を併せた8類型を対象とする。なお、これら8類型の特徴は、基本指針に記述されている。</p> <p><u>また、本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況を踏まえ、緊急処理事態（大規模なテロ等）への対処を重視していく。</u></p>	<p>第1章第5節</p> <p>(1) 想定する事態類型</p> <p>区国民保護計画は、都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型と緊急処理事態4類型を併せた8類型を対象とする。なお、これら8類型の特徴は、基本指針に記述されている。</p> <p>また、本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急処理事態（大規模なテロ等）への対処を重視していく。</p>	<p>東京2020オリンピックの終了に伴い、文言修正</p>
16	<p>第2章第1節第1</p> <p>2 区職員の参集基準等</p> <p>(2) 24時間即応体制の確保</p> <p>区は、武力攻撃等が発生した場合に、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、都防災行政無線の一斉通報、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）（以下「E m - N e t」という。）及び<u>大田区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）</u>における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえた宿直等の連絡体制の強化を行うなど、速やかに区長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p>	<p>第2章第1節第1</p> <p>2 区職員の参集基準等</p> <p>(2) 24時間即応体制の確保</p> <p>区は、武力攻撃等が発生した場合に、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、都防災行政無線の一斉通報、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）（以下「E m - N e t」という。）及び<u>区地域防災計画</u>における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえた宿直等の連絡体制の強化を行うなど、速やかに区長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p>	<p>標記修正</p>

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

17	<p>第2章第1節第1 2 区職員の参集基準等 (3) 区の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準】 上記の初動体制を確保するための職員の参集基準は、次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集を要する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①危機管理情報収集体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監、防災危機管理課長、<u>防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</u> ・総務部防災危機管理課職員 ・関係部の危機管理責任者または危機管理情報連絡員 ・その他関係各部の職員（危機管理監が招集する。） </td> </tr> <tr> <td>②危機管理対策本部体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長室の構成員（本部長、副本部長、危機管理監、本部員） ・防災危機管理課長、<u>防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</u> ・その他本部の職員（人員は第1次から第3次非常配備態勢のいずれかとし、本部長の指示による。） </td> </tr> <tr> <td>③国民保護対策本部体制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④災害対策本部体制</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体制	参集を要する職員	①危機管理情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監、防災危機管理課長、<u>防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</u> ・総務部防災危機管理課職員 ・関係部の危機管理責任者または危機管理情報連絡員 ・その他関係各部の職員（危機管理監が招集する。） 	②危機管理対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長室の構成員（本部長、副本部長、危機管理監、本部員） ・防災危機管理課長、<u>防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</u> ・その他本部の職員（人員は第1次から第3次非常配備態勢のいずれかとし、本部長の指示による。） 	③国民保護対策本部体制		④災害対策本部体制		<p>第2章第1節第1 2 区職員の参集基準等 (3) 区の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準】 上記の初動体制を確保するための職員の参集基準は、次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集を要する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①危機管理情報収集体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監、<u>生活安全・危機管理担当課長</u>、防災危機管理課長 ・総務部防災危機管理課職員 ・関係部の危機管理責任者または危機管理情報連絡員 ・その他関係各部の職員（危機管理監が招集する。） </td> </tr> <tr> <td>②危機管理対策本部体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長室の構成員（本部長、副本部長、危機管理監、本部員） ・<u>生活安全・危機管理担当課長</u>、防災危機管理課長、<u>災害対策担当課長</u> ・その他本部の職員（人員は第1次から第3次非常配備態勢のいずれかとし、本部長の指示による。） </td> </tr> <tr> <td>③国民保護対策本部体制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④災害対策本部体制</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体制	参集を要する職員	①危機管理情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監、<u>生活安全・危機管理担当課長</u>、防災危機管理課長 ・総務部防災危機管理課職員 ・関係部の危機管理責任者または危機管理情報連絡員 ・その他関係各部の職員（危機管理監が招集する。） 	②危機管理対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長室の構成員（本部長、副本部長、危機管理監、本部員） ・<u>生活安全・危機管理担当課長</u>、防災危機管理課長、<u>災害対策担当課長</u> ・その他本部の職員（人員は第1次から第3次非常配備態勢のいずれかとし、本部長の指示による。） 	③国民保護対策本部体制		④災害対策本部体制		<p>区の体制見直しによる</p>
体制	参集を要する職員																						
①危機管理情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監、防災危機管理課長、<u>防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</u> ・総務部防災危機管理課職員 ・関係部の危機管理責任者または危機管理情報連絡員 ・その他関係各部の職員（危機管理監が招集する。） 																						
②危機管理対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長室の構成員（本部長、副本部長、危機管理監、本部員） ・防災危機管理課長、<u>防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</u> ・その他本部の職員（人員は第1次から第3次非常配備態勢のいずれかとし、本部長の指示による。） 																						
③国民保護対策本部体制																							
④災害対策本部体制																							
体制	参集を要する職員																						
①危機管理情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監、<u>生活安全・危機管理担当課長</u>、防災危機管理課長 ・総務部防災危機管理課職員 ・関係部の危機管理責任者または危機管理情報連絡員 ・その他関係各部の職員（危機管理監が招集する。） 																						
②危機管理対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長室の構成員（本部長、副本部長、危機管理監、本部員） ・<u>生活安全・危機管理担当課長</u>、防災危機管理課長、<u>災害対策担当課長</u> ・その他本部の職員（人員は第1次から第3次非常配備態勢のいずれかとし、本部長の指示による。） 																						
③国民保護対策本部体制																							
④災害対策本部体制																							

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

18	<p>第2章第1節第1 2 区職員の参集基準等 (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <table border="1" data-bbox="300 387 1016 675"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員 (第1順位)</th> <th>代替職員 (第2順位)</th> <th>代替職員 (第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td colspan="2">副区長（職務代理順序による）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>危機管理監</td> <td><u>生活安全担当課長</u> <u>防災計画担当課長</u></td> <td>防災危機管理課長</td> <td><u>防災支援担当課長</u></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理責任者</td> <td>各部署で別途定める</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	本部長	副区長（職務代理順序による）		—	危機管理監	<u>生活安全担当課長</u> <u>防災計画担当課長</u>	防災危機管理課長	<u>防災支援担当課長</u>	本部員	危機管理責任者	各部署で別途定める	—	<p>第2章第1節第1 2 区職員の参集基準等 (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <table border="1" data-bbox="1090 387 1807 675"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員 (第1順位)</th> <th>代替職員 (第2順位)</th> <th>代替職員 (第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td colspan="2">副区長（職務代理順序による）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>危機管理監</td> <td><u>生活安全・危機管</u> <u>理担当課長</u></td> <td>防災危機管理課長</td> <td><u>災害対策担当課長</u></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理責任者</td> <td>各部署で別途定める</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	本部長	副区長（職務代理順序による）		—	危機管理監	<u>生活安全・危機管</u> <u>理担当課長</u>	防災危機管理課長	<u>災害対策担当課長</u>	本部員	危機管理責任者	各部署で別途定める	—	<p>区の体制見直しによる</p>
名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)																																
本部長	副区長（職務代理順序による）		—																																
危機管理監	<u>生活安全担当課長</u> <u>防災計画担当課長</u>	防災危機管理課長	<u>防災支援担当課長</u>																																
本部員	危機管理責任者	各部署で別途定める	—																																
名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)																																
本部長	副区長（職務代理順序による）		—																																
危機管理監	<u>生活安全・危機管</u> <u>理担当課長</u>	防災危機管理課長	<u>災害対策担当課長</u>																																
本部員	危機管理責任者	各部署で別途定める	—																																
22	<p>第2章第1節第4 1 基本的考え方 (3) 体制整備に当たっての留意事項</p> <table border="1" data-bbox="250 842 1016 1168"> <tr> <td>運用面</td> <td>⑦住民等への情報伝達は、防災行政無線、<u>大田区防災アプリ・防災ポータルサイト</u>、<u>区民安全・安心メールサービス</u>（以下「安安メール」という。）、Twitter、広報車両等を活用する。高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行う。</td> </tr> </table>	運用面	⑦住民等への情報伝達は、防災行政無線、 <u>大田区防災アプリ・防災ポータルサイト</u> 、 <u>区民安全・安心メールサービス</u> （以下「安安メール」という。）、Twitter、広報車両等を活用する。高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行う。	<p>第2章第1節第4 1 基本的考え方 (3) 体制整備に当たっての留意事項</p> <table border="1" data-bbox="1041 842 1807 1168"> <tr> <td>運用面</td> <td>⑦住民等への情報伝達は、防災行政無線、<u>区民・安全安心メールサービス</u>（以下「安安メール」という。）、Twitter、広報車両等を活用する。高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行う。</td> </tr> </table>	運用面	⑦住民等への情報伝達は、防災行政無線、 <u>区民・安全安心メールサービス</u> （以下「安安メール」という。）、Twitter、広報車両等を活用する。高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行う。	<p>防災アプリ・ポータルの導入による、誤字修正</p>																												
運用面	⑦住民等への情報伝達は、防災行政無線、 <u>大田区防災アプリ・防災ポータルサイト</u> 、 <u>区民安全・安心メールサービス</u> （以下「安安メール」という。）、Twitter、広報車両等を活用する。高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行う。																																		
運用面	⑦住民等への情報伝達は、防災行政無線、 <u>区民・安全安心メールサービス</u> （以下「安安メール」という。）、Twitter、広報車両等を活用する。高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行う。																																		

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

22	<p>第2章第1節第4 2 警報の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合に、民生委員や社会福祉協議会、国際交流関係団体との協力を得ながら、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p>なお、区長は、区職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</p> <p>また、警報の伝達に当たっては、<u>防災アプリ・防災ポータルサイト</u>、<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車</u>の使用、<u>自主防災組織</u>による伝達、<u>自治会・町会</u>等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。</p>	<p>第2章第1節第4 2 警報の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合に、民生委員や社会福祉協議会、国際交流関係団体との協力を得ながら、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p>なお、区長は、区職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</p> <p>また、警報の伝達に当たっては、<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車</u>の使用、<u>自主防災組織</u>による伝達、<u>自治会・町会</u>等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。</p>	<p>防災アプリ・ポータルの導入による</p>
22	<p>文末脚注 (*) 区は防災行政無線の同報系として<u>放送塔 249</u>ヶ所、<u>基地局</u>等を設置している（いずれも停電対策済）。</p>	<p>文末脚注 (*) 区は防災行政無線の同報系として<u>屋外拡声子局 250</u>ヶ所、<u>基地局</u>等を設置している（いずれも停電対策済）。</p>	<p>最新状況の反映</p>

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

26	<p>第2章第1節第6</p> <p>2 訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>③ 訓練実施後は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、<u>区</u>国民保護計画の見直し作業等に反映する。</p>	<p>第2章第1節第6</p> <p>2 訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>③ 訓練実施後は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。</p>	脱字修正
28	<p>第2章第2節</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(4) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮</p> <p>区は、避難住民の誘導時に当たっては、高齢者、障害者等のうち自ら避難することが困難な要配慮者について、防災関係機関、自主防災組織、住民等の協力を得ながら、避難対策を講じる。</p> <p>その際、要配慮者に対する応急対策を行う窓口として、区の「要配慮者対策班」を活用し、都の要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p> <p>なお、自然災害時への対応として今後作成する「<u>個別避難計画</u>」の整備等の取り組みと緊密な連携をとりその活用を図る。</p>	<p>第2章第2節</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(4) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮</p> <p>区は、避難住民の誘導時に当たっては、高齢者、障害者等のうち自ら避難することが困難な要配慮者について、防災関係機関、自主防災組織、住民等の協力を得ながら、避難対策を講じる。</p> <p>その際、要配慮者に対する応急対策を行う窓口として、区の「要配慮者対策班」を活用し、都の要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p> <p>なお、自然災害時への対応として今後作成する<u>要配慮者避難支援プランの整備</u>の取り組みと緊密な連携をとりその活用を図る。</p>	災害対策基本法の改正および大田区地域防災計画の修正による
30	<p>第2章第2節</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を提供するなど、都に協力する。</p>	<p>第2章第2節</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど、都に協力する。</p>	国の基本方針の変更による

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

31	<p>第2章第2節 6 生活関連等施設の把握等</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" data-bbox="248 392 1025 488"> <tr> <td>第28条</td> <td>8号</td> <td>毒薬・劇薬(医薬品医療機器等法)</td> <td>厚生労働省、 農林水産省</td> </tr> </table>	第28条	8号	毒薬・劇薬(医薬品医療機器等法)	厚生労働省、 農林水産省	<p>第2章第2節 6 生活関連等施設の把握等</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" data-bbox="1032 392 1832 488"> <tr> <td>第28条</td> <td>8号</td> <td>毒薬・劇薬(薬事法)</td> <td>厚生労働省、 農林水産省</td> </tr> </table>	第28条	8号	毒薬・劇薬(薬事法)	厚生労働省、 農林水産省	<p>平成26年11月25日の法律名変更及び都国民保護計画の変更による</p>
第28条	8号	毒薬・劇薬(医薬品医療機器等法)	厚生労働省、 農林水産省								
第28条	8号	毒薬・劇薬(薬事法)	厚生労働省、 農林水産省								
33	<p>第2章第4節 2 住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p> <p>また、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達</u>や都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。</p> <p>なお、区は、消防機関、都、日本赤十字社などとともに、傷病者の応急手当の普及活動に努める。</p>	<p>第2章第4節 2 住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p> <p>また、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。</p> <p>なお、区は、消防機関、都、日本赤十字社などとともに、傷病者の応急手当の普及活動に努める。</p>	<p>国の基本方針及び都国民保護計画の変更による</p>								
37	<p>第3章第2節 1 区対策本部の設置 区対策本部の組織図</p> <p>別表のとおり</p>	<p>第3章第2節 1 区対策本部の設置 区対策本部の組織図</p>	<p>区の体制見直しによる修正</p>								
40	<p>第3章第2節 1 区対策本部の設置 ④危機管理監及び各部の所掌事務</p> <p>別表のとおり</p>	<p>第3章第2節 1 区対策本部の設置 ④危機管理監及び各部の所掌事務</p>	<p>区の体制見直しによる修正、誤字修正</p>								

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

47	<p>第3章第5節第1 2 警報の内容の伝達方法</p> <p>①「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合 J—A L E R Tにより同報系区防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹聴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p><u>※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p>	<p>第3章第5節第1 2 警報の内容の伝達方法</p> <p>①「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合 J—A L E R Tにより同報系区防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹聴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p>	<p>国の基本方針の変更による</p>
48	<p>第3章第5節第1 2 警報の内容の伝達方法</p> <p>③上記①②のいずれにおいても、<u>防災アプリ・防災ポータルサイト</u>、<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車</u>の使用、<u>自主防災組織</u>による各世帯等への伝達、<u>自治会・町会</u>等への協力依頼などの防災行政無線以外の伝達方法も活用する。</p>	<p>第3章第5節第1 2 警報の内容の伝達方法</p> <p>③上記①②のいずれにおいても、<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車</u>の使用、<u>自主防災組織</u>による各世帯等への伝達、<u>自治会・町会</u>等への協力依頼などの防災行政無線以外の伝達方法も活用する。</p>	<p>防災アプリ・ポータルの導入による</p>
62	<p>第3章第7節 2 都に対する報告</p> <p>区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合は、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を<u>電子メールにより</u>都に送付する。</p>	<p>第3章第7節 2 都に対する報告</p> <p>区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合は、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を都に送付する。</p>	<p>国の基本方針の変更による</p>

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

64	<p>第3章第8節第2</p> <p>1 退避の指示</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>①区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、<u>防災アプリ・防災ポータルサイト</u>、<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車</u>等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。指示を解除した場合も同様の措置を行う。</p>	<p>第3章第8節第2</p> <p>1 退避の指示</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>①区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車</u>等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。指示を解除した場合も同様の措置を行う。</p>	<p>防災アプリ・ポータルの導入による</p>
72	<p>第3章第10節</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>①区は、区地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針(<u>改定版</u>)」(<u>平成30年</u>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>第3章第10節</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>①区は、区地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>時点修正による</p>
82	<p>第5章第4節</p> <p>【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】</p> <p>I 危険物質等を有する施設への攻撃</p> <p>事態例</p> <p><u>石油コンビナート(羽田空港)及び可燃ガス貯蔵施設等の爆破</u></p> <p>危険物積載船への攻撃</p> <p>(<u>原子力事業所は</u>区内に存在しないため、<u>これ</u>への攻撃は想定しない。)</p>	<p>第5章第4節</p> <p>【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】</p> <p>I 危険物質等を有する施設への攻撃</p> <p>事態例</p> <p>可燃ガス貯蔵施設等の爆破</p> <p>危険物積載船への攻撃</p> <p>(<u>原子力事業所、石油コンビナートは</u>区内に存在しないため、<u>これら</u>への攻撃は想定しない。)</p>	<p>羽田空港が平成30年度に石油コンビナート特別警戒区域に指定されたため。</p>

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

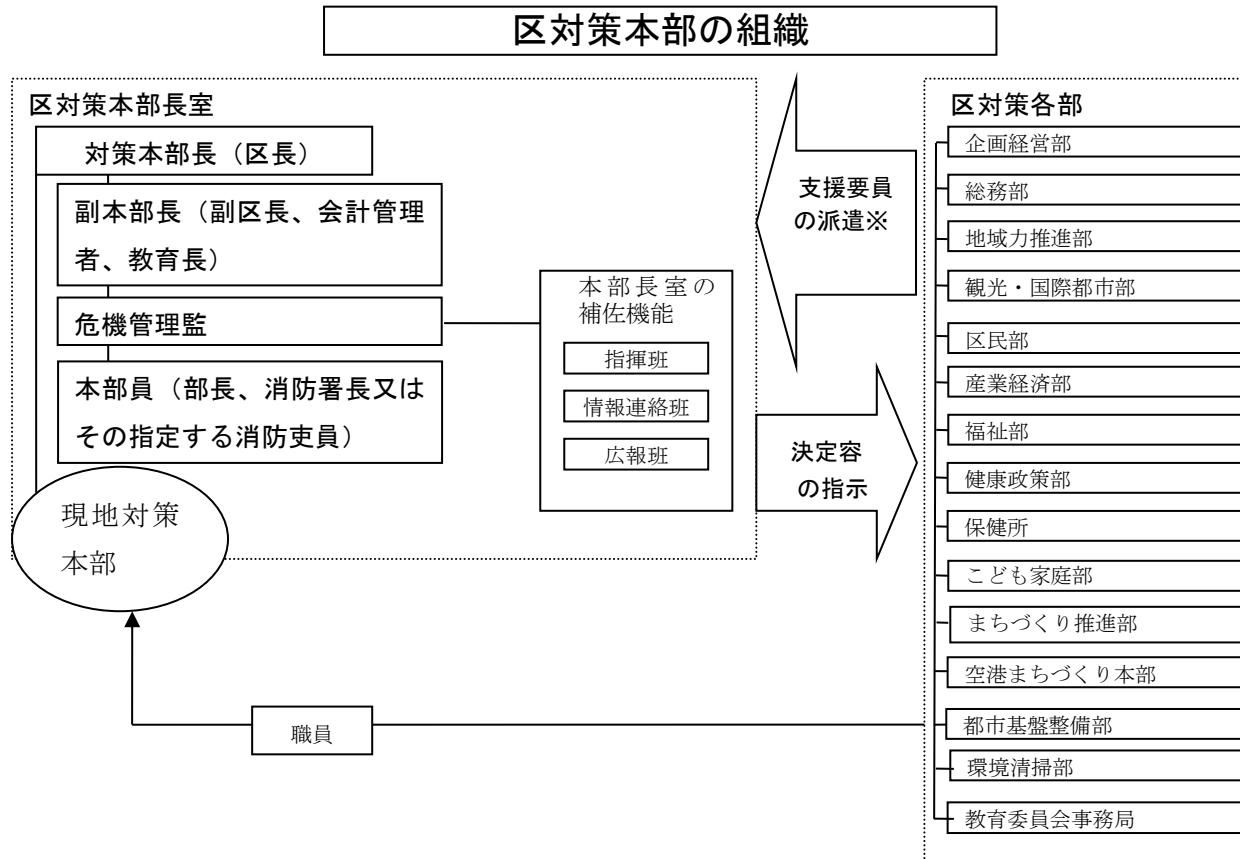
82	<p>第5章第4節 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】 I 危険物質等を有する施設への攻撃 影響 <u>石油コンビナート（羽田空港）及び</u>可燃性ガス貯蔵施設等が破壊された場合、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に長期間支障を来すおそれがある。爆発および火災による住民等の被害が発生するおそれがある。危険物質積載船が爆破された場合、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するおそれがある。</p>	<p>第5章第4節 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】 I 危険物質等を有する施設への攻撃 影響 可燃性ガス貯蔵施設等が破壊された場合、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に長期間支障を来すおそれがある。爆発および火災による住民等の被害が発生するおそれがある。危険物質積載船が爆破された場合、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するおそれがある。</p>	<p>羽田空港が平成30年度に石油コンビナート特別警戒区域に指定されたため。</p>
82	<p>第5章第4節 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】 II 大規模集客施設等への攻撃 平素の備え ② 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や<u>防災アプリ・防災ポータルサイト</u>、<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車両</u>等の充実を図る。</p>	<p>第5章第4節 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】 II 大規模集客施設等への攻撃 平素の備え ② 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車両</u>等の充実を図る。</p>	<p>防災アプリ・ポータルの導入による</p>
83	<p>第5章第4節 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】 III 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） 平素の備え ① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や<u>防災アプリ・防災ポータルサイト</u>、<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車両</u>等の充実を図る。</p>	<p>第5章第4節 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】 III 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） 平素の備え ① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車両</u>等の充実を図る。</p>	<p>防災アプリ・ポータルの導入による</p>

大田区国民保護計画変更案（本編） 新旧対照表

84	<p>第5章第4節 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】 V 大量殺傷物質による攻撃（化学剤） 平素の備え ① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や<u>防災アプリ・防災ポータルサイト</u>、<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車両</u>等の充実を図る。</p>	<p>第5章第4節 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】 V 大量殺傷物質による攻撃（化学剤） 平素の備え ① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車両</u>等の充実を図る。</p>	<p>防災アプリ・ポータルの導入による</p>
85	<p>第5章第4節 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】 VI 交通機関を破壊手段としたテロ 平素の備え ① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や<u>防災アプリ・防災ポータルサイト</u>、<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車両</u>等の充実を図る。</p>	<p>第5章第4節 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】 VI 交通機関を破壊手段としたテロ 平素の備え ① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や<u>安安メール</u>、<u>Twitter</u>、<u>広報車両</u>等の充実を図る。</p>	<p>防災アプリ・ポータルの導入による</p>

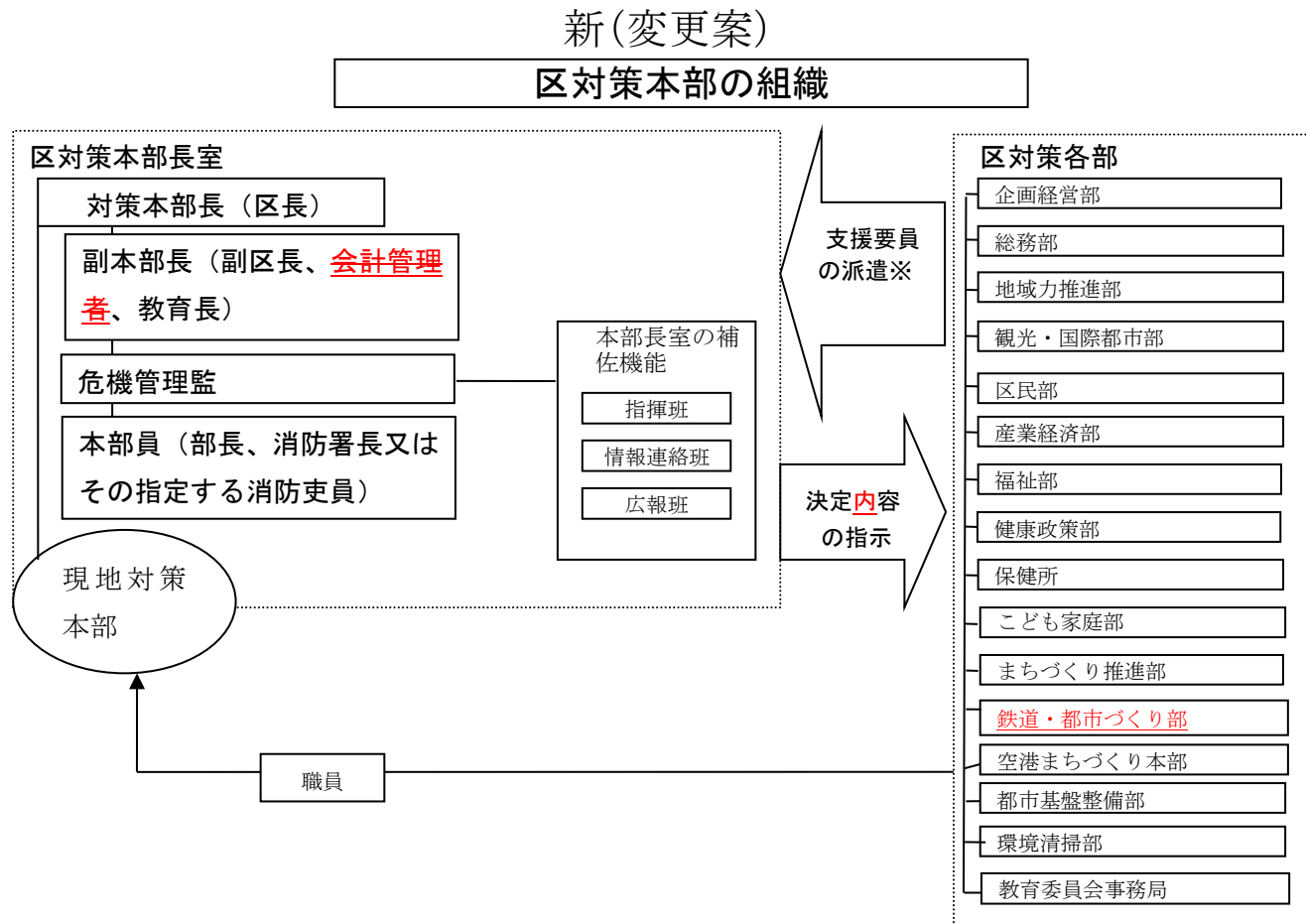
別表「①区対策本部の組織構成」

旧（現行）



※各部は本部連絡員その他支援要員を本部長室に派遣する。

別表「①区対策本部の組織構成」



※各部は本部連絡員の他支援要員を本部長室に派遣する。

大田区国民保護計画変更案（別表） 新旧対照表

別表「④危機管理監及び各部の所掌事務」

新(変更案)

旧(現行)

部の名称	所掌事務
危機管理監	1 国民保護に関する総合調整 2 国民保護対策本部の運営 3 本部長命令及び要請の伝達（避難の指示、警報・緊急通報、退避の指示、警戒区域の設定等） 4 災害情報の総括整理及び本部長への報告 5 災害情報の分析及び応急対策に係る素案の作成 6 国民保護法の運用 7 東京都その他の防災関係機関との連絡調整 8 遺体収容場所の確保 9 避難・復帰実施要領の策定
企画経営部	1 国民保護措置関係の予算 2 武力攻撃災害の復旧・復興計画の立案・調整 3 武力攻撃災害に関する広報及び広聴相談業務 4 情報システムの復旧対策 5 損害補償、損失補償
総務部	1 本部長室の庶務 2 東京都その他関係機関との連絡 3 本部の通信及び情報の総括 4 国民保護対策の連絡調整 5 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付及び許可 6 車両舟艇及び資材等の調達 7 物資の受入れ及び配分 8 安否情報の収集及び提供 9 国民の権利利益に関する文書の保存

部の名称	所掌事務
危機管理監	1 国民保護に関する総合調整 2 国民保護対策本部の運営 3 本部長命令及び要請の伝達（避難の指示、警報・緊急通報、退避の指示、警戒区域の設定等） 4 災害情報の総括整理及び本部長への報告 5 災害情報の分析及び応急対策に係る素案の作成 6 国民保護法の運用 7 東京都その他の防災関係機関との連絡調整 8 遺体収容場所の確保 9 避難・復帰実施要領の策定
企画経営部	1 国民保護措置関係の予算 2 武力攻撃災害の復旧・復興計画の立案・調整 3 武力攻撃災害に関する広報及び広聴相談業務 4 情報システムの復旧対策 5 損害補償、損失補償
総務部	1 本部長室の庶務 2 東京都その他関係機関との連絡 3 本部の通信及び情報の総括 4 国民保護対策の連絡調整 5 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付及び許可 6 車両舟艇及び資材等の調達 7 物資の受入れ及び配分 8 安否情報の収集及び提供 9 国民の権利利益に関する文書の保存

大田区国民保護計画変更案（別表） 新旧対照表

地域力推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別出張所における災害対策活動の調整 2 被災地の被害状況の調査 3 <u>り災証明書の発行</u> 4 ボランティア等の支援に係わる総合調整 5 避難所の開設及び管理運営 6 避難誘導
観光・国際都市部	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人の保護及び誘導について
区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する区税の減免及び執行猶予
産業経済部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用食糧の確保（炊き出しを含む） 2 応急給水層及び給水所での給水活動 3 中小企業及び農漁業の武力攻撃災害復旧対策
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け 2 要配慮者（高齢者・障害者）に関すること 3 生活困窮者等に対する保護及び支援 4 遺体収容所の確保並びに遺体の収容及び搬送 5 遺体処理埋葬等に関する事務処理
健康政策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師会及び医療機関との連絡調整及び協力 2 医療及び助産物資の確保、備蓄及び配分の総括 3 救護所の選定、設置及び管理運営の総括 4 被災地、避難所等における防疫その他保健衛生対策 5 被災地、避難所等における食品衛生及び環境衛生 6 遺体埋葬等に関する事務処理 7 赤十字標章の交付及び許可 8 医療ボランティアの受入れ調整
こども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児に関する相談業務 2 母子生活支援施設に対する指導及び連絡 3 要配慮者（乳幼児・障害児）に関すること 4 他の部に対する支援活動

地域力推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別出張所における災害対策活動の調整 2 被災地の被害状況の調査 3 <u>り災照明の発行</u> 4 ボランティア等の支援に係わる総合調整 5 避難所の開設及び管理運営 6 避難誘導
観光・国際都市部	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人の保護及び誘導について
区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する区税の減免及び執行猶予
産業経済部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用食糧の確保（炊き出しを含む） 2 応急給水層及び給水所での給水活動 3 中小企業及び農漁業の武力攻撃災害復旧対策
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け 2 要配慮者（高齢者・障害者）に関すること 3 生活困窮者等に対する保護及び支援 4 遺体収容所の確保並びに遺体の収容及び搬送 5 遺体処理埋葬等に関する事務処理
健康政策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師会及び医療機関との連絡調整及び協力 2 医療及び助産物資の確保、備蓄及び配分の総括 3 救護所の選定、設置及び管理運営の総括 4 被災地、避難所等における防疫その他保健衛生対策 5 被災地、避難所等における食品衛生及び環境衛生 6 遺体埋葬等に関する事務処理 7 赤十字標章の交付及び許可 8 医療ボランティアの受入れ調整
こども育成部	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児に関する相談業務 2 母子生活支援施設に対する指導及び連絡 3 要配慮者（乳幼児・障害児）にかんすること 4 他の部に対する支援活動

大田区国民保護計画変更案（別表） 新旧対照表

まちづくり推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の応急修理 2 民間住宅の応急危険度判定の統括 3 建造物の被害状況調査 4 建築ボランティアの受入れ調整 5 応急仮設住宅の建設計画の策定 6 長期避難住宅及び応急仮設住宅の入居者の募集等の事務 7 家屋の解体
鉄道・都市づくり部	1 <u>まちづくり推進部の支援</u>
空港まちづくり本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 まちづくり推進部の支援 2 羽田空港との連絡調整
都市基盤整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木構造物に関する被害状況調査及び復旧 2 障害物の調査及び除去 3 ライフラインに関する業務 4 交通規制情報に関する業務 5 応急給水槽及び給水所での給水活動 6 避難場所に関すること 7 がれき処理の支援
環境清掃部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の清掃業務 2 輸送業務 3 がれき処理
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急教育の指導及び調整 2 学校教育施設の応急危険度判定、応急対策 3 教育ボランティアの受入れ 4 被災児童、生徒の教科書及び学用品の給与 5 避難所（学校）に対する支援と連絡調整 6 輸送業務

まちづくり推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の応急修理 2 民間住宅の応急危険度判定の統括 3 建造物の被害状況調査 4 建築ボランティアの受入れ調整 5 応急仮設住宅の建設計画の策定 6 長期避難住宅及び応急仮設住宅の入居者の募集等の事務 7 家屋の解体
(新設)	(新設)
空港まちづくり本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 まちづくり推進部の支援 2 羽田空港との連絡調整
都市基盤整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木構造物に関する被害状況調査及び復旧 2 障害物の調査及び除去 3 ライフラインに関する業務 4 交通規制情報に関する業務 5 応急給水槽及び給水所での給水活動 6 避難場所に関すること 7 がれき処理の支援
環境清掃部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の清掃業務 2 輸送業務 3 がれき処理
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急教育の指導及び調整 2 学校教育施設の応急危険度判定、応急対策 3 教育ボランティアの受入れ 4 被災児童、生徒の教科書及び学用品の給与 5 避難所（学校）に対する支援と連絡調整 6 輸送業務

(案)

大田区国民保護協議会運営規程 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区国民保護協議会運営規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大田区国民保護協議会条例（平成18年条例第11号）第7条の規定に基づき、大田区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(招集)</p> <p>第2条 会長が協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた委員がやむを得ない事由のため出席できないときは、あらかじめ書面により会長に通知した上で、代理者を出席させることができる。</p> <p>3 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該委員が出席したものとみなす。</p> <p>(協議会招集の特例)</p> <p><u>第3条 前条の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合等は、委員に書面を送付し、賛否を問い、審議することをもって会議に代えることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定においては、委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。また、その書面内容が、会議を招集した場合の効果と同等と認められる場合は、会議に出席したものとみなす。</u></p> <p>(専門委員の出席)</p> <p>第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(協議会の記録)</p> <p>第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。</p> <p>2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 協議会の日時及び場所</p>	<p style="text-align: center;">○大田区国民保護協議会運営規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大田区国民保護協議会条例（平成18年条例第11号）第7条の規定に基づき、大田区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(招集)</p> <p>第2条 会長が協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた委員がやむを得ない事由のため出席できないときは、あらかじめ書面により会長に通知した上で、代理者を出席させることができる。</p> <p>3 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該委員が出席したものとみなす。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p>(専門委員の出席)</p> <p>第3条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(協議会の記録)</p> <p>第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。</p> <p>2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 協議会の日時及び場所</p>

(案)

新	旧
<p>(2) 委員の出欠 (3) 議事及び議決事項 (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項 (協議会等の公開)</p> <p>第6条 協議会及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。</p> <p>付 則 この規程は、平成18年5月19日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この規程は、令和4年2月4日から施行する。</u></p>	<p>(2) 委員の出欠 (3) 議事及び議決事項 (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項 (協議会等の公開)</p> <p>第5条 協議会及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。</p> <p>付 則 この規程は、平成18年5月19日から施行する。</p> <p><u>新設</u> <u>新設</u></p>